

資料編

非常時優先業務一覧

(市役所新庁舎移転対象部課等の業務)

目次

資料編	1
各課等の非常時優先業務	1
1 会計課	1
2 市長室	1
3 政策部	1
(1) 政策課	1
(2) 財政課	2
(3) デジタル課	2
4 総務部	2
(1) 人事課	2
(2) 法制文書課	3
(3) 財産管理課	3
(4) 契約課	4
(5) 税務課	4
5 防災対策室	5
6 市民部	5
(1) 市民協働課	5
(2) 市民サービス課	5
(3) 文化スポーツ課	6
(4) 図書館	6
7 教育部	7
(1) 教育総務課	7
(2) 学校教育課	7
(3) 青少年教育課	8
8 経済部	8
(1) もてなし課	8
(2) 農産課	8
9 保健福祉部	9
(1) 福祉課	9
(2) 子ども課	9
(3) 健康づくり課	10
(4) 保険年金課	10
(5) 高齢介護課	11
10 都市環境部	11

(1) 都市計画課	11
(2) 土木課	11
(3) 環境課	12
11 上下水道部	13
(1) 営業課	13
(2) 給水課	13
(3) 下水道課	13
12 行政委員会	14
(1) 議会事務局	14
(2) 監査委員事務局	15
(3) 農業委員会事務局	15
(4) 選挙管理委員会事務局	15
13 各課共通事項	16

各課等の非常時優先業務

1 会計課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	各課等からの保管物の確認	公印の管守
1日以内		
3日以内	義援金、寄附金の保管	出納、会計審査事務等
2週間以内		

2 市長室

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	
3時間以内	市長、副市長の安否確認 ライフラインの情報収集 市民からの情報の受付 所管事業（二町谷、三高、トライアルステイ）における被害の把握	3時間以内
1日以内	被災被害情報のとりまとめ	1日以内
3日以内		3日以内
2週間以内		2週間以内

3 政策部

(1) 政策課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	災害対策本部情報整理班の業務に 当たる ライフラインの情報収集（津波、 鉄道・バスの運行状況、電気・ガ ス・水道の状況、避難所情報） 市民からの情報の受付	

1日以内		
3日以内		
2週間以内		

(2) 財政課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	災害対策本部情報整理班の業務に 当たる ライフラインの情報収集（津波、 鉄道・バスの運行状況、電気・ガ ス・水道の状況、避難所情報） 市民からの情報の受付	
1日以内		
3日以内		災害対応に必要な経費の確保に係る 業務（財政計画業務等）
2週間以内		

(3) デジタル課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	
3時間以内	ICT 部門の業務継続計画に基づい て行動 情報システム、インフラに関する 被害状況確認開始	3時間以内
1日以内		1日以内
3日以内		3日以内
2週間以内		2週間以内

4 総務部

(1) 人事課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	職員の参集状況の確認（登庁者登	

	録用紙の集計) 避難所支援班との連携により避難所へ派遣される職員を把握 避難所等への派遣者の調整	
1日以内	本部運営部各班の支援 他の災対部に属さない業務の遂行	
3日以内	他の自治体等協定先への応援要請等	
2週間以内	応急対策にあたる職員のメンタルヘルス対策（必要に応じた交代や休息等を本部に助言） 職員の公務災害補償手続開始	給与関係事務

(2) 法制文書課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	避難所の開設、運営に係る事務	公印の管守
1日以内		
3日以内		
2週間以内		

(3) 財産管理課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	備蓄品の在庫確認及び備蓄場所の確認、確保等 車両の調達、管理等（燃料の確保等含む。） 避難所設置状況の確認等 市有施設の被害状況の収集	
1日以内	避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保・供給等） 協定機関との物資供給に関する調整等 避難所からの要請に基づく物資の配送等	

3日以内	被災建築物の応急危険度判定	
2週間以内	応急仮設住宅の用意	庁内の通常業務に供する公用車の確保

(4) 契約課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	備蓄品の在庫確認及び備蓄場所の確認、確保等 車両の調達、管理等（燃料の確保等含む。） 避難所設置状況の確認等	公印の管守
1日以内	避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保・供給等） 協定機関との物資供給に関する調整等 避難所からの要請に基づく物資の配送等	
3日以内		
2週間以内		優先度の高い契約業務（入札、見積合わせ等）の再開

(5) 税務課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	避難所の開設、運営に係る業務	公印の管守
1日以内		
3日以内	避難者名簿の作成	
2週間以内		原動機付自転車等の標識交付 固定資産の課税台帳及び公図の閲覧 各種証明等の発行 市税の減免及び徴収猶予措置 市税の納期の変更 納税相談

5 防災対策室

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	災害対策本部の設置 災害対策本部会議の開催 避難情報の発令 防災行政無線等による情報提供 自衛隊、警察等への救援要請	公印の管守
1日以内	広域応援部隊、自衛隊派遣部隊の 受入れ体制の確立 協定先事業者に対する応援要請	
3日以内	災害救助法の適用申請	
2週間以内		罹災調査の実施に関する各課等との 調整

6 市民部

(1) 市民協働課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	災害時の広報活動の実施	
1日以内		
3日以内	区との連絡調整 ボランティア、区等市民組織等との 連絡調整 避難生活の向上に係る業務(防犯)	
2週間以内		

(2) 市民サービス課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	火葬場の被災状況確認	公印の管守
1日以内	遺体の取扱い業務(遺体安置所の 確保収容保管等) 広域火葬依頼(神奈川県への応援 要請)	

3日以内		住民基本台帳に関すること 印鑑証明に関すること 住民記録異動データの処理及び関係課との連絡調整に関すること 戸籍に関すること 埋葬、火葬及び改葬の許可に関すること 身分証明に関すること 庁内窓口案内
2週間以内	火葬の実施	住居表示実施済区域内の住居番号の設定改廃に関すること 破産者及び犯罪人名簿に関すること 人口動態に関すること 公的個人認証サービスに関すること 市民相談（一般） 自動車臨時運行許可

(3) 文化スポーツ課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	文化スポーツ施設の被害状況の把握	
1日以内		
3日以内		各種文化施設及び文化財の対策(施設確認文化財保護等) 各種スポーツ施設の対策(施設確認等)
2週間以内		

(4) 図書館

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	被災状況の把握 情報収集	図書館の閉館(通常業務の積極的な休止) 公印の管守
1日以内		図書館システム関連機器の通電及び

		破損箇所の確認等
3日以内		
2週間以内		返却本の受付（受付日ごとに保管し、図書館システムが復旧後、まとめて返却処理を行なう。）

7 教育部

(1) 教育総務課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	学校施設被害状況確認 救助要請 施設被害状況による避難所利用の可否決定	公印の管守
1日以内	避難所として利用している学校での学校職員、行政職員間の調整	
3日以内	応急修繕により避難所利用が可能な施設への修繕対応	
2週間以内	授業再開に向けた教室確保 可能な範囲での授業再開	奨学事業（必要がある場合に限る。）

(2) 学校教育課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	児童生徒、教職員の安否確認 避難所の開設支援 教職員の動員調整	
1日以内		
3日以内		転入学手続等の学籍業務
2週間以内	学校再開準備 通学路の安全確認	

(3) 青少年教育課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	児童館の点検	
1日以内	指定管理者との調整	
3日以内		
2週間以内	被災箇所の修繕関係調整	

8 経済部

(1) もてなし課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	避難所の開設、運営に係る業務 被災状況の確認	公印の管守
1日以内	避難生活支援の開始 応急活動（救助、救急以外）の開始 避難生活支援の開始	
3日以内	ライフライン等の復旧に伴い、避難所にいる観光客等の帰宅補助	
2週間以内	商工業の復旧、復興に係る業務の本格化	今後実施予定の、誘客に係る営業及び観光イベントについて実施の判断 観光客等に対し市内被害状況等に関する情報提供 観光客等に対し受け入れ態勢の整備を開始

(2) 農産課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	農地における被害情報の把握	公印の管守
1日以内	神奈川県との災害情報の連携	
3日以内		
2週間以内	農業の復旧、復興に係る業務の本	

	格化	
--	----	--

9 保健福祉部

(1) 福祉課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	一次福祉避難所の開設・運営に係る業務 二次福祉避難所の開設要請（社会福祉施設等）	公印の管守
1日以内	要配慮者の移送（二次福祉避難所等へ） 避難行動要支援者の支援	
3日以内		
2週間以内		日赤援護物資、見舞金等の交付 災害見舞金等の支給 生活保護相談 被災生活保護世帯の訪問及び状況把握 障害者福祉相談 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請受付 自立支援医療の申請受付 障害福祉サービスの申請受付

(2) 子ども課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	保健師等は健康づくり課へ参集し 救護班グループ編成 保育園、幼稚園、学童クラブ、生活訓練会の被害状況確認	
1日以内	出産可能施設の確認	
3日以内	ひとり親世帯等に対する災害相談 要支援者の状況確認	

2週間以内		保育料の減免及び徴収猶予 入出園手続 児童手当手続 児童扶養手当手続 母子手帳交付手続
-------	--	---

(3) 健康づくり課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	救護所設置用機材の準備 救護班グループ設置	
1日以内	医師会連絡調整（診療可能医療機関の確認） 薬剤師会連絡調整（医薬材料供給可能可否の確認） 歯科医師会連絡調整（診療可能医療機関の確認）	
3日以内	救護所巡回 医療機関案内 健康相談 避難生活の向上に係る業務（入浴・メンタルヘルス等）	
2週間以内	市内医療機関稼働状況の確認	

(4) 保険年金課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	避難所の開設、運営に係る業務	公印の管守
1日以内		
3日以内		
2週間以内		国民健康保険の届出、申請 後期高齢者医療保険の届出、申請 国民年金の届出、申請 福祉医療の届出、申請 国民健康保険税・国民年金保険料・後期高齢者医療保険料の減免

(5) 高齢介護課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	所管施設の被害状況の確認 一次福祉避難所の開設、運営に係る業務 二次福祉避難所の開設要請（社会福祉施設）	公印の管守
1日以内	避難行動要支援者の支援 要配慮者の移送（二次福祉避難所等へ）	
3日以内		
2週間以内		要介護認定業務の実施 介護認定審査会の開催 介護保険料の減免 その他介護保険に関わる事務全般 地域包括支援センター業務の実施 高齢者福祉に係る相談業務

10 都市環境部

(1) 都市計画課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	開発事業に関する被害状況確認	公印の管守
1日以内	被災宅地の危険度判定	
3日以内		
2週間以内		建築確認申請等の経由、開発行為等の許可等に係る協議書類の受理に関することのほか、窓口業務

(2) 土木課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	緊急輸送路、市道、橋りょう、河	公印の管守

	川の被災情報収集及びパトロールの実施 通行制限の実施 機材（発電機、投光器等）の調達	
1日以内	障害物撤去（緊急輸送路、主要市道、主要水路） 協定先への応援要請 被災箇所、危険個所の状況調査	
3日以内	障害物撤去（一般市道） 被災箇所、危険個所の応急措置（二次災害の防止）	
2週間以内	主要施設（市道、水路）の仮復旧工事	

(3) 環境課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	し尿浄化槽汚泥処理施設（バイオマスセンター）の被害状況の把握	
1日以内	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第29条に基づく消毒措置（鎌倉保健福祉事務所三崎センターが発令）の確認 し尿浄化槽汚泥処理施設が稼働困難時、災害時相互援助協定などによる、し尿浄化槽汚泥搬入先の確保・避難所等への災害仮設トイレの設置	市民からの問い合わせ対応
3日以内	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第29条に基づく消毒の実施 災害仮設トイレの汲み取り収集の実施 迷い犬の飼い主捜索（マイクロチップ個体識別）	

2週間以内		
-------	--	--

11 上下水道部

(1) 営業課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	被災状況の把握(被害情報の収集)	公印の管守
1日以内	情報の集約 応急給水の開始 応急給水の派遣依頼検討業務	
3日以内		災害対応に必要な経費の確保に係る業務
2週間以内		水道料金に係る業務 窓口等水道行政機能の回復

(2) 給水課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	水道施設の被害状況の把握 断水状況の把握	
1日以内	復旧資材の確保 施設の復旧作業 復旧した施設の通水作業	水質管理業務 施設の運転管理
3日以内	送水管・配水本管の調査・復旧作業	
2週間以内	配水管の調査・復旧作業	

(3) 下水道課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	処理場の被害概要把握 被害状況の情報収集、整理 県下水道課への被害状況報告 市民問い合わせ対応	公共下水道施設の管理 公印の管守

1日以内	外部への支援要請検討 浸水対策（降雨予報の確認） 下水道使用制限検討（汚水溢水回避） 処理場、ポンプ場、管きよの被害状況把握	下水道台帳等のデータ保護
3日以内	外部への支援要請 受援体制の整備 緊急輸送路における交通障害対策 処理場、ポンプ場、管きよの緊急点検・調査・措置	災害復旧に必要な経費の確保
2週間以内	処理場、ポンプ場、管きよの一次調査（全体被害の把握） 処理場、ポンプ場、管きよの仮復旧（暫定的な機能回復） 処理場、ポンプ場、管きよの二次調査（本復旧の準備） 処理場、ポンプ場、管きよの本復旧	

12 行政委員会

(1) 議会事務局

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	災害情報の確認 議員の安否確認、連絡体制の確保 三浦市議会災害対策本部に関する こと 三浦市災害対策本部との連絡調整 議会関連施設、議長車の被災状況 の確認	公印の管守
1日以内	議員からの災害関係情報の取りま とめ 議員への情報提供	
3日以内	諸会議の開催に係る調整	

	議会関連施設設備の応急対策、復旧代替えの検討	
2週間以内	本会議等の開催に係る調整	

(2) 監査委員事務局

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	避難所の開設、運営に係る業務	公印の管守
1日以内	避難所からの要請に基づく物資の配送等	
3日以内		
2週間以内		

(3) 農業委員会事務局

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	農地における被害情報の把握	公印の管守
1日以内	神奈川県との災害情報の連携	
3日以内		
2週間以内		

(4) 選挙管理委員会事務局

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	避難所支援班との連携により避難所へ派遣される職員を把握 避難所等への派遣者の調整	公印の管守
1日以内	本部運営部各班の支援 他の災対部に属さない業務の遂行	
3日以内		
2週間以内	応急対策にあたる職員のメンタルヘルス対策（必要に応じた交代や休息等を本部に助言）	

13 各課共通事項

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	来庁者への対応 職員等の安否確認	
1日以内		
3日以内		
2週間以内		